

八幡浜・大洲圏域災害医療対策会議設置要綱

(設置)

第1条 八幡浜・大洲圏域における災害医療の課題と対策を予め検討するとともに、災害時に圏域内の医療を確保するため、八幡浜・大洲圏域災害医療対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 圏域内の災害医療体制の構築
- (2) 災害時における圏域内の医療救護に係る連絡調整
- (3) その他、県及び圏域内の災害医療に関し必要な事項

(構成)

第3条 会議は、次の機関・団体（以下、「機関等」という。）で構成する。

- (1) 災害拠点病院
 - (2) 公立病院
 - (3) 郡市医師会
 - (4) 県歯科医師会支部
 - (5) 県薬剤師会支部
 - (6) 県看護協会
 - (7) 消防機関
 - (8) 市町
 - (9) 八幡浜保健所
 - (10) その他八幡浜保健所長（以下、「保健所長」という。）が必要と認める機関
- 2 会議の委員は、前項に掲げる機関等から推薦のあった者を、保健所長が委嘱する。
ただし、災害拠点病院コーディネータまたは公立病院コーディネータを置く機関等にあつては、当該コーディネータを委員に委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、最初の任期は、委嘱する日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長、副会長を置く。

- 2 会長は保健所長とし、副会長は災害拠点病院コーディネータとする。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会務に当たる。
- 5 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 委員が事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できない場合は、会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係機関以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、八幡浜保健所企画課に置く。

- 2 会議の運営に係る事務は、事務局で行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月30日から施行する。